

## 福岡市テレワーク促進事業支援金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福岡市テレワーク促進事業支援金（以下「支援金」という。）の交付手続き等に関する基本的事項を定めることにより、支援金の交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (支援金の交付目的)

第2条 この支援金は、福岡市テレワーク促進委員会（以下「委員会」という。）がテレワーク導入にかかる経費等を緊急かつ迅速に支援することにより、市内中小企業等が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るとともに、緊急時における事業継続対策、非対面型ビジネスモデルへの対応等、企業のビジネス環境強化に資するために、在宅勤務等を可能とするテレワーク環境整備を促進することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 中小企業

中小企業基本法第2条に規定された要件に該当する企業をいう。

(2) 本店・主たる事務所

商業・法人登記簿謄本において本店又は主たる事務所として登記されている事務所をいう。

(3) テレワーク

時間や場所にとらわれない多様で柔軟な働き方の導入に向けて、在宅勤務やモバイルワークなどの勤務形態の取り組みをいう。

(4) サポーター企業

テレワーク環境の整備が進んでいない地場中小企業・小規模事業者に対して、技術的な支援及びコンサルティング等による支援が可能な企業として、委員会が登録した企業をいう。

### (支援対象事業)

第4条 支援金を交付する対象事業（以下「支援対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業であって、原則として令和3年1月14日以降に着手されるものに限る。

(1) テレワークに対応した就労に関する新たな労使間の協定等を行い、テレワークに対応した電子ツールなどのソフトウェア等を新たに導入する事業

(2) すでに実施しているテレワークの拡充を図る事業

(3) その他委員会が必要と認める事業

(令和2年5月21日・一部改正)

(令和3年1月14日・一部改正)

(支援対象経費，支援率及び上限額)

第5条 支援金の交付対象となる経費（以下「支援対象経費」という。），支援率及び上限額は，別表1に定めるところによる。ただし，支援対象経費は，支援対象事業に必要なかつ適当と認められるもので，福岡市内の事業所において原則として令和3年2月28日までに事業が完了した経費に限る。

2 前項の規定にかかわらず，国や地方自治体等が実施する制度において助成を受ける支援対象経費がある場合は，その支援対象経費のうち重複するものは対象外とする。

3 第1項に規定する期限について，真にやむを得ない事情があると認められるときは，委員会が別途期限を定める。

(令和2年5月21日・一部改正)

(令和3年1月14日・一部改正)

(支援対象者)

第6条 支援金の支援対象となる者は，次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に本店を置き，常時使用する従業者が2人以上の中小企業又は市内に主たる事務所を置き，常時使用する従業者が2人以上20人以下の法人・組合

(2) 福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと。

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 福岡市税にかかる徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる者は支援対象外とする。

(1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

(2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が，役員総数の2分の1以上を占めている者

(4) その他，本支援金の目的・趣旨から適切でないと委員会が判断する者

(支援対象事業の認定申請)

第7条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，次の各号に掲げる申請者情報を，原則として専用申込フォームを経由して，委員会が設置する事務局（以下「事務局」という。）へ，令和3年1月26日までに提出しなければならない。

(1) 所在地，名称，代表者職氏名（個人事業主の場合は代表者氏名），業種，担当者

氏名、電話番号、メールアドレス

- (2) 支援対象事業を実施する事業所住所及びその計画
- (3) 支援対象事業に係るコンサルティング支援の必要性
- (4) 委員会が定める宣誓・確認事項

2 前項に規定する申請者情報を提出する際には、次の各号に掲げる書類（以下「申請添付書類」という。）を、添付しなければならない。

- (1) 役員名簿（様式第1号）
- (2) 常時雇用する従業者の数が分かる書類
- (3) 法人等の登記事項証明書または確定申告書の写し
- (4) 代表者の本人確認書類
- (5) その他委員会が必要と認める書類

3 委員会は、前項に規定する申請添付書類の記載事項に不備がある場合、申請添付書類が整っていない場合は、申請者に対して、期限を定めて当該申請の是正又は補正を求めることができる。ただし、その期限内に是正又は補正がなされない場合は申請者が当該申請を辞退したものとみなす。

4 委員会は、予算の執行状況に応じ、追加で支援金の交付を受けようとする者（以下「追加申請者」という。）の申請（以下「追加申請」という。）を期限を定めて受け付けることができる。

5 追加申請者は、原則として専用申込フォームを経由して、申請者情報及び申請添付書類を事務局へ提出しなければならない。

（令和2年5月21日・一部改正）

（令和3年1月14日・一部改正）

（支援対象事業の認定等）

第8条 委員会は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容を確認し、予算の範囲内において支援対象事業であることを認定し、福岡市テレワーク促進事業支援金支援対象事業認定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 委員会は、前条第1項第3号の規定に係るコンサルティング支援を申請者が希望した場合は、サポーター企業を紹介するものとする。

3 委員会は、前条第4項に規定する追加申請があったときは、抽選により追加申請番号を決定し、追加申請者に通知したうえで、その内容を審査し、予算の範囲内において支援対象事業であることを認定し、福岡市テレワーク促進事業支援金支援対象事業認定通知書（様式第2号）により、追加申請者に通知するものとする。

（令和2年5月21日・一部改正）

（認定の取消し）

第9条 委員会は、支援対象事業の認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援対象事業の認定を取り消すことができる。

- (1) 第6条に規定される支援対象者ではなくなったとき。
  - (2) 支援対象事業が第5条に定める期間内に完了する見込みがなくなったとき。
  - (3) 支援金に関する手続きを辞退したとき。
  - (4) 虚偽の申請その他不正な行為があると認められるとき。
  - (5) 法令又は公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- 2 委員会は、前項の規定に基づき、認定を取り消した場合は福岡市テレワーク促進事業支援金対象事業認定取消通知書（様式第3号）により、支援対象事業の認定を受けた者に通知することができる。

（交付申請）

第10条 支援金の交付を申請しようとする者（以下「交付対象者」という。）は、支援対象事業の完了後、次に掲げる交付対象者情報を、原則として専用申込フォームを経由して、令和3年3月5日までに事務局へ提出しなければならない。ただし、追加申請者その他真にやむを得ない事情があると認められる交付対象者については、委員会が別途期限を定める。

- (1) 認定通知番号
  - (2) 名称、担当者氏名、メールアドレス
  - (3) サポーター企業によるコンサルティング支援の有無
  - (4) 支援対象事業を実施した事業所住所及び完了日、その実施内容
  - (5) 交付申請額
  - (6) 支援金の振込を希望する金融機関口座情報
- 2 前項に規定する交付対象者情報を提出する際には、次の各号に掲げる書類（以下「交付添付書類」という。）を、添付しなければならない。
- (1) テレワークに関する規定等の写し
  - (2) テレワーク環境を整備したことがわかる書類
  - (3) 領収証等の経費の内訳及び支払いを証する書類
  - (4) その他委員会が必要と認める書類
- 3 委員会は、前項に規定する交付添付書類の記載事項に不備がある場合、交付添付書類が整っていない場合は、交付対象者に対して、期限を定めて当該申請の是正又は補正を求めることができる。ただし、その期限内に是正又は補正がなされない場合は交付対象者が当該申請を辞退したものとみなす。

（令和2年5月21日・一部改正）

（令和3年1月14日・一部改正）

（交付決定等）

第11条 委員会は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査のうえ、適当と認められる場合は支援金の交付を決定し、及び予算の範囲内において交付額を確定し、福岡市テレワーク促進事業支援金交付決定通知書（様式第4号）により、交付対象者

に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 12 条 委員会は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 6 条に規定する支援対象者ではなくなったとき。
- (2) 支援金の交付を辞退したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な行為があると認められるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反する行為があると認められるとき。

2 委員会は、前項の規定に基づき、交付決定を取り消した場合は福岡市テレワーク促進事業支援金交付決定取消通知書（様式第 5 号）により、交付対象者に通知する。

(支援金の返還)

第 13 条 委員会は、前条の規定により支援金の交付決定の全部又は一部を取消した場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(加算金及び延滞金の納付)

第 14 条 委員会は、前条の規定により支援金の返還を命じたときは、その命令に係る支援金受領の日から納付の日までの日数に応じて、支援金の額（一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額とし、100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金（100 円未満の場合を除く）の納付を交付対象者に命じることができる。

2 支援金の返還を命じた場合において、交付対象者が定められた納期日までに当該支援金を納付しなかったときは、福岡市税未収入金の督促及び延滞金条例（昭和 32 年福岡市条例第 12 号）第 4 条の規定に準じて算出した延滞金を納付させることができる。

(加算金の基礎となる額の計算)

第 15 条 前条第 1 項の規定により加算金の納付を命じた場合において、交付対象者の納付した金額が返還を命じた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた支援金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第 16 条 第 14 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた支援金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(立入検査等)

第 17 条 委員会は、テレワーク環境が整備されているか確認するために必要に応じて、交付対象者に Web 面談等で報告をさせ、又はその事業所に立ち入り、帳簿等を確認することができる。

(財産の管理等)

第 18 条 交付対象者は、支援対象経費により取得した財産（以下「取得財産」という。）については、支援対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、支援金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

第 19 条 交付対象者は、原則として委員会の承認を得ずに取得財産を処分してはならない。ただし、取得財産の耐用年数を勘案して相当な期間を経過した場合は、この限りではない。

(関係書類の保存期間)

第 20 条 この支援金に関する書類の保存期間は、5 年間とする。

(暴力団排除の確認)

第 21 条 委員会は、暴排条例第 6 条の規定に準じ、申請者又は交付対象者に関する照会を福岡市へ依頼することができる。

(市税納税の確認)

第 22 条 委員会は、申請者又は交付対象者の同意に基づき、福岡市税にかかる徴収金（市税及び延滞金等）の滞納状況について、福岡市へ依頼することができる。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 14 日から施行する。

別表 1

## 支援対象経費，支援率及び上限額

支援対象経費	支援率	上限	内容
①コンサルティング費用	10/10	10 万円	サポーター企業によるコンサルティング費用 (⑤の内容を参照)
②機器購入・リース費用	1/2	40 万円	PC，タブレット等の機器購入・リース費， 設置費，運用サポート費等
③委託費			システム設計・構築費，保守委託費等の 業務委託費
④ソフトウェア等使用料			ソフトウェア等の使用料
⑤コンサルティング費用 〔・①の上限を超える金額 ・サポーター企業以外を利用〕			導入機器等テレワーク環境の整備に関すること， 就業規則，人事評価制度の改正等の 専門家への相談料等

## 備考

- 1 対象経費は，消費税及び地方消費税を含む。
- 2 対象経費に期間による料金設定がある場合は，支援対象事業の完了期限までに支払いが確認できたものに限る（最大1年分）。
- 3 支援対象企業自身の製品・サービス等による対象経費は対象外とする。
- 4 この表に基づき算出された支援金の合計額に，1,000 円未満の端数が生じた場合には，これを切り捨てるものとする。